

全 員 協 議 会 記 録

令和3年3月17日(水)
15時15分～16時46分
議場

〔出席議員〕

川神議長、佐々木副議長
三浦議員、沖田議員、西川議員、村武議員、川上議員、柳楽議員、串崎議員、
小川議員、野藤議員、上野議員、飛野議員、笹田議員、布施議員、岡本議員、
芦谷議員、永見議員、道下議員、田畑議員、西田議員、澁谷議員、西村議員、
牛尾議員

〔執行部〕

市 長、副市長、金城自治区長、旭自治区長、弥栄自治区長、三隅自治区長、
教育長、総務部長、地域政策部長、健康福祉部長、市民生活部長、弥栄支所長、
教育部長、消防長、農業委員会事務局長

〔事務局〕

局長、次長、浜野書記

議 題

1 執行部報告事項

- | | |
|----------------------------------|---------|
| (1) 市内ケーブルテレビの今後について | (地域政策部) |
| (2) 県外からの転入者限定PCR検査費用補助金について | (地域政策部) |
| (3) 新型コロナウイルスワクチン接種対応について | (健康福祉部) |
| (4) 「浜田市風力発電事業に関するガイドライン」の策定について | (市民生活部) |
| (5) 弥栄サービスステーションの支援の状況について | (弥栄支所) |
| (6) 浜田市立小中学校統合再編計画(案)について | (教育委員会) |
| (7) 農業委員会の活動について | (農業委員会) |
| (8) 損害賠償請求訴訟の経過について | (消防本部) |
| (9) その他 | |

2 陳情審査結果について

3 議会報告事項

- (1) 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合議会の開催状況等について
- (2) 浜田地区広域行政組合議会の審議状況の報告について
- (3) 浜田市都市計画審議会の審議状況について
- (4) 令和2年度浜田市土地開発公社理事会審議状況の報告について

4 その他

- (1) 各委員会の行政視察について
- (2) 各市議会議長会事務報告について(島根県市議会議長会、中国市議会議長会、全国市議会議長会)
(次頁へ)

- (3) 議案における各自の表決結果の記載について
- (4) 政務活動費に係る令和2年度収支報告書【提出期限：4月9日（金）】及び
令和3年度申請書【提出期限：4月2日（金）】の提出について
- (5) 令和3年3月定例会議予算決算委員会のケーブルテレビ放送予定について
- (6) 議会広報広聴委員会からのお知らせ
- (7) その他

※ (2) ～ (4) は議員のみ配付

【詳細は会議録のとおり】

【会議録】

[15時 15分 開議]

川神議長 | ただいまから令和3年3月17日の全員協議会を始める。本日は牛尾議員から欠席の連絡を受けているので、皆にお知らせしておく。
議題に入る前に執行部をお願いする。説明は要点を捉え簡潔をお願いする。
では議題に入る。

1 執行部報告事項

(1) 市内ケーブルテレビの今後について

川神議長 | 地域政策部長。
地域政策部長 (以下、資料をもとに説明)
川神議長 | ただいまの報告について質疑はあるか。
(「なし」という声あり)

(2) 県外からの転入者限定PCR検査費用補助金について

川神議長 | 地域政策部長。
地域政策部長 (以下、資料をもとに説明)
川神議長 | ただいまの報告について質疑はあるか。
(「なし」という声あり)

(3) 新型コロナウイルスワクチン接種対応について

川神議長 | 健康福祉部長。
健康福祉部長 (以下、資料をもとに説明)
川神議長 | ただいまの報告について質疑はあるか。
岡本議員 | 先般、医療関係者への説明会があったと聞き、私のかかりつけ医と少し話した。今、市の各医院がやることに限界を感じておられる。私のかかりつけ医が言うには、1日にできるのは20人くらいだと。1アンプルで5人分、4アンプルになる。65歳以上はよいがこの先を見たときに非常に不安だ、個別でやる部分と集合接種と両方必要ではないかとその先生は言っておられたが、執行部は今後どうされるのか。
健康福祉部長 | 個別接種も集団接種もデメリットとメリットがあると考えている。今回は医師会の理事会等々と協議させていただき、まずインフルエンザワクチン対応の前例から、65歳以上の高齢者については、いろいろな病気を理解しておられるかかりつけ医がやるのがよいのではと。本来は医療関係者、65歳以上、基礎疾患を持っている方、65歳未満と順番に打っていくように国は言っていたが、ワクチンの納入状況により重なる部分が出てきているので、65歳未満のところでは集団接種も考えていかないと

岡本議員

いけないと医師会の先生たちと協議している。

このままいけば支給が9月10月になり、次はインフルエンザが始まってダブルで起きたら大変だと言っておられた。執行部は当然シミュレーションされるだろうが、その辺をチェックされるようお願いする。

三浦議員

巡回接種や集団接種ではなく個別接種で今回対応されるとのことで、医師会の先生方と協議され、専門的知見も踏まえての判断だとのことなのでこれに異議を唱えるものではないのだが、素朴な疑問としてかかりつけ医に対応していただくとなると予約管理、1バイアルあたり5の倍数という数字調整が各医院で出てくる。各医院の対応件数にも恐らくばらつきが出る。ワクチン配送先が複数になるとリスクも高くなるのではと思うのだが、それでもかかりつけ医による個別接種にされた理由をもう少し説明しておいていただけるとありがたい。

健康福祉部長

当初国も集団接種にしていくと話が出ていた。集団接種についてはワクチン納入がうまく入ってこないということで、集団だと会場予約から医師・看護師の確保などが大変で、シミュレーションどおり二人の医師で丸1日やって200人ということになると、会場をずっと借り上げることになることから、東京なども個別接種を組み込んだやり方をとるとのこと、国もそれを承認してきている。

浜田市も浜田市医師会、理事会と、どちらの方法を取るか相談させていただいた。浜田市はインフルエンザワクチンを先にやっており、2か月で3万2千くらいのワクチンをかかりつけ医で接種している。全体では4万人接種しているので、とりあえず65歳以上の方については個別接種でやっていけるのでは、と理事会でも判断された。

個別接種のデメリットである小分けと配送だが、小分けについては浜田市薬剤師会に協力していただけるとのことで大変助かっているし、また配送についても薬剤配送をもともとやっているところが受けてくれるようなので、そこは安心して任せられる。ワクチンはディープフリーザーから出して5日間は普通の冷蔵庫でもつので、その間に接種できるよう配送できればと思っているが、ワクチンの納入が滞っている状況なので、希望された本数を配送すること自体が難しい。

澁谷議員

先般の常任委員会で確認した状況とあまり変わってない印象を持つ。医師会との信頼関係の回復。薬剤師会からの協力は得られたとのことだが。

島根県知事はパフォーマンスが好きなので浜田市をやり玉に上げて、それが職員のストレスになり、報道関係からの質問で追い込まれてしまう危険性もはらんでいる。万全を期して皆にきちんと情報・仕組み・マネジメントなど、いかがか。

健康福祉部長

今日配布した資料2枚目に3月15日時点の状況ということで、確定したものである。コールセンターもスタッフを既に雇って今レクチャーしているので、3月22日9時から始められる。ただ、65歳以上の方がいつから接種できるかは、まだ納入状況が把握できてないので、どのようにしたらよいのかという問い合わせが出てくるのではと思う。それに対応していきたい。

また薬剤師会の協力による小分けと、配送についても一応めどが立ったので、そこは3月5日の委員会のときより進んだ。

また、医師会や理事会だけでなく医療機関で担当される方に一応この説明ができたので、また意見をもらって練習もしたいと聞いたので、そういうところも対応していきたい。

川神議長

ほかにはよろしいか。

(「なし」という声あり)

(4)「浜田市風力発電事業に関するガイドライン」の策定について

川神議長

市民生活部長。

市民生活部長

(以下、資料をもとに説明)

川神議長

ただいまの報告について質疑はあるか。

岡本議員

事業主体の3番4番についてお尋ねする。3番の売却・譲渡・貸し付け等の可能性の有無という表現で締めておられる。これが非常に曖昧である。少し入り込んだ表現はすべきだと思うが、ご見解をお願いします。

市民生活部長

ガイドラインより細かい内容を運用細則に規定している。議員がおっしゃる点は運用細則2の事業主体の(3)、有無というのは事業開始後少なくとも10年間は第三者への売却・譲渡・貸し付け等を禁じた条項の記載がある賃貸借契約を土地所有者と締結することを言う、という部分で確認したい。

岡本議員

10年スパンの次についての取り決めをしっかりとっておかないと、その後は守らないということになるだろう。きちんと整理すべきではないかと思うがいかがか。

市民生活部長

おっしゃることもわかるが、定めたばかりでとりあえずは10年間様子を見させていただく。このガイドラインができてしばらくして、10年間では不安でもう少し要るかどうか検討して、要るのであればこれを今後改正していきたい。

岡本議員

ガイドラインを再検討したら、その内容は我々にお示しいただけるのか。

市民生活部長

もちろんガイドラインを改正した場合は議会に報告したい。事業者がこのガイドラインに適合しているかどうかは、手続き内において例えばガイドライン7番「市長意見」で、事業者からの報告書の提出を求めるが、そこで内容を精査しガイドラインに適合していると認められない場合は、意見書によりその旨を事業者に通知するとある。そういったときに事業者に改善の余

地がないとなれば、公表も考えている。

ただ、環境アセスの手続きの中で市長意見は県知事に報告すると同時に公表することになっているので、そこでもわかるかと思う。

岡本議員

個人的には非常に弱いと思っている。決して風力発電を否定しているのではなく、土地を保全できる環境は整備しなければいけないし、住民に納得いただくべきだと思う。もう少し研究していただきたい。

4番目の被害が起きた時にどうするかを考え方だが、例えば風力発電であればプロペラが飛んだり倒れたりするかもしれない。回ることで自分たちが想定しない体感振動などを住民が意識したときに、何らかの対応をしてくれと言えるか言えないか。住民が県に申し入れて、できないという回答で終わってしまっただけではいけないので、被害が出たときにどういう対応をするかももう少し明確にすべきだと思うがどうか。

市民生活部長

ガイドラインの事業主体5番目、住民からの意見要望に対して誠実に対処する姿勢の有無というところがあり、運用細則ではきちんと、浜田市内に相談窓口事務所を設けて事業者職員が常駐し、迅速丁寧に対応し真摯に回答できる旨の内容を住民説明会で説明せよとある。そういう体制が整わなければ市長としては歓迎しないと規定しているので、そういう体制を整えていただき、真摯な対応であるかどうかはまた見なければいけないが、体制がなければこちらからも強く要請はしたい。

岡本議員

企業側に相談を受けられる部屋を設けようという話だが、設けてもその後をどうするかという話。市が協議会を持つなり、いろいろな調整をする、常に関係は残していく仕組みづくりが必要だと思うがいかがか。

市民生活部長

もちろん風車が建ってしまっただけで運営が始まったら市は一切知らないということではなく、市で運転している以上、住民と事業者のトラブル調整には市が間に入ることは将来的にも続けていきたい。

岡本議員

そうするのではなく、その中にきちんとした仕組み、この分についてはこのセクションが担当するというのを、執行部には意識していただかないといけない。そういう問題が出たらどこがやるのか、建設課か、環境課でやるのかという話になってしまう。ガイドラインに名前を入れておくなどが必要だと思うがどうか。

市民生活部長

もちろんこのガイドラインを定めているのは環境課なので、環境課が一次的に窓口になるかと。内容により、道路・河川のことなら都市建設部にも協力してもらわないといけないだろう。おっしゃるとおり、ガイドラインを定めた環境課が一次的な窓口になることは間違いない。

岡本議員

理解した。諸問題が出たときにどこが担当かわからないとか、窓口がないとか、そういうことにならないように。決して反対するわけではなくトラブル回避はしてほしい。

串崎議員

このガイドラインについては新聞にも載り、市民の関心が大変高い。業者の発電計画について島根県議会が、地元意見の反映を求める意見書案を全会一致で可決されたと今日の新聞に載っていた。市の今回の策定の目的に、大型風力発電事業が相次いで計画される中、市民の不安を少しでも払拭するためとも書いてある。

弥栄にはご存じのとおり二つの風力発電反対組織があるが、今回の内容は不安を払拭できるものではなく、むしろ事業者有利だとの厳しい意見を私もいただいている。

2、3日前に担当課へ、疑問内容について簡単な文書を届けた。その文書に沿って考え方を伺いたかったのが本音だが、担当課からはできないと言われた。要するに門前払いである。その体制についてどうかと思っただし腹立たしかった。聞いても答えられないのはおかしいのでは。

このガイドラインは4月1日施行とのことだが、今後内容を変更する方法と、これは最終的に市長が判断される、決めるということではよろしいか。

市民生活部長

今後も風力発電の状況あるいは住民のご意見を聞きながら、そして国の動向、世の中の基準のあり方などを見据えながら、変更が必要となればもちろん改正はしていく。

ただ、これはあくまでも市長意見をつくる時の目安となる基準なので、事業を規制したり抑制したりといった法的効力はない。市長が県知事に意見を言うときの判断目安がこれである、これに沿って市長意見を組み立てていくものなので、そこは誤解のないようにしたい。あくまでも国の法律が優先である。

川上議員

ここに10年という縛りがあるが、この10年とはどこから出てきたものか。

市民生活部長

明確な基準というものはないが、10年としたのは施設を建設して運転して10年くらいたてば、改修や部品交換が発生してくるので、そういうときまでは縛りをかけたいと。10年間の事業者の管理運営状況を拝見し、それからまた今後10年、あるいはもっと。ガイドラインの規定を変えなければいけない検討もその間にさせていただき、10年以後もどうするかを検討させていただきたい。

川上議員

基本的に以前は賃貸は20年間だった。現在は50年である。なぜ20年かという賃貸契約を結んでから物ができるまで4、5年かかるから実際には5年で終わる。その辺はどう判断されたのか聞きたい。

市民生活部長

このガイドラインの10年は、契約書を結んで10年と読まれた

川上議員

のかもしれないが、こちらとしては運転してから10年という感覚を持っている。もし書き方が悪ければまた直す用意はある。

この中には「事業開始」と書いてあるから、事業とは土地を借りることから事業なので、そこはしっかり考えていただきたい。

市民生活部長

これまで一番心配していた、ファンドを運営している会社がそれに入った場合は、その期間が過ぎたら即転売の可能性もあるので、それもしっかり検討していただきたい。

先ほどの10年の話だが、ガイドライン3番の(3)に「事業開始後少なくとも10年間における」とある。事業開始後10年で間違いない。議員が言われたように資本の関係で、外国資本になるというようなことだろうか。

川上議員

事業というのは土地を借りるときから既に始まっている。つまり土地を借りてから10年間となると、物ができて運転開始してから4、5年でもう転売してもよいという話になってしまうからまずい。同時に、ファンドがその土地を借りた場合は、ファンドはなるべく早く現金に変えたいので即変える可能性がある。その辺もしっかり考えていただきたいとだけ言っておく。

市民生活部長

理解した。事業開始後という書き方も曖昧だったかもしれないが、我々は「運転開始後10年」というつもりでいるので、これは今後改正しなければならないし、今後、議員が言われた心配も検討させていただきたい。具体的に記載する方法を検討させていただきたい。

岡本議員

今の同僚議員の指摘は、所有権が移転したときのことだと思う。その部分を明確にしておく必要があるだろう。所有権がよそに移転したときには報告しなければならない、移転先の所有者もこれに準じて守らねばならない、という形でやるべきだろうと思うがいかがか。

市民生活部長

おっしゃるとおりだと思うので、そういう条項も具体的に記載するような検討も今後していくつもりである。

小川議員

事業の抑制区域について聞きたい。上水道の水源にかかわる取水地点から半径1キロの根拠。常任委員会での説明ではここに触れてなかった。その後住民から、取水するためにはその水系あるいは水脈というのがあるが、逆にその真上に建った場合でも取水地点から半径1キロ離れていればよいのか、影響が出る可能性が極めて高いのではと言われた。この根拠について何らかの見解があるか。

市民生活部長

科学的根拠はなかなか専門性など難しい部分があるが、この規定の根拠は、長野県の豊かな水資源の保全に関する条例と、北海道の同じく水資源の保全に関する条例を参考にさせていただいた。それによると地下水をくみ上げる井戸の場合は半径1キロを影響範囲と定め、そこに手を加えるときは届け出をするよ

うにという規程である。

浜田市の水源は地下水をくみ上げる井戸なので、この規程を持ってきた。半径1キロ範囲は風車は絶対に建ててはいけないとする目安にした。

小川議員

根拠はよくわかった。今後例えば美川水源にしても、あの地下を水脈が流れているという話を聞いている。そのことよって基礎工事などで水脈に亀裂が入り、水源がよそに流れ出ることになって、市民の飲料水に影響が出る可能性がなきにしもあらずなので。ただ、おっしゃるように井戸からのくみ上げ方式ならだが、ある程度長い距離にわたって水脈があった場合には、いくらか考慮に入れてもらう必要があるのでは。意見として言わせてもらった。

川神議長

そのほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(5) 弥栄サービスステーションの支援の状況について

川神議長

弥栄支所長。

弥栄支所長

(以下、資料をもとに説明)

川神議長

ただいまの報告について質疑はあるか。

澁谷議員

2番の弥栄サービスステーションの数字を見ると、経常利益率9.6%で、税金を半分納めたとしても最終利益が5%という大変見事な優良企業の数字に見えるのだが、これは正しいのか。どのような分析をされたかお尋ねする。

弥栄支所長

しっかりと聞き取りした数字なので正しいものと思っている。昨年からの状況により町民の多くにしっかりと利用していただいたことも考えられるが、サービスステーションもより経営努力をされている。

澁谷議員

ということは経営努力の結果この数字になっているという分析か。

弥栄支所長

経営努力もあるが、やはり利用者の収入というか、土木関係事業者の利用が大きな要因かと考えられる。

川神議長

そのほかあるか。

(「なし」という声あり)

(6) 浜田市立小中学校統合再編計画（案）について

川神議長

教育部長。

教育部長

(以下、資料をもとに説明)

川神議長

ただいまの報告について質疑はあるか。

岡本議員

5ページの統合スケジュールについてお尋ねする。昨年に統合説明会をされたが、私は雲雀丘小学校の出身で、これまで雲雀丘小学校が原井小学校に統合しなかった理由がある。それは教育委員会にご説明している。

令和3年度に既に保護者と地域との協議をされることについては理解するし、その方々の意見をしっかり吸い取っていただきたい。私が心配するのは跡地利用の検討決定の部分。地域の高齢者の思いも酌み取ってもらい、あの場所が地域コミュニティに利用できるようなものにしてほしい。そのためには今までやってこられたような説明会では、皆の思いが伝わっていないと思う。もっと懇切丁寧に地域に出ていき、上から呼びかけるのではなく極端に言えば1件1件でも、かかわっている人は必ず見えてくるから、そういう人たちにも来てもらって意見交換をしていただきたい。

教育部長

最初に申し上げておくが、昨年の説明会はあくまでも答申の説明であり、それを受けて地域の方の声も受けて今回の教育委員会としての案を出している。令和3年度については私どもが責任をもって立てた計画の説明をしていく。その中でしっかり意見を聞く。この流れは今までの統合の説明と変わらない。

跡地利用についても地元が1本にまとまるかどうかも含めてどうするかについては、しっかり協議させていただく。予算のこともあるので全てがお答えできるかどうかも含めて、しっかり調整させていただく。これはほかの学校も同様の説明をさせていただこうと考えている。

岡本議員

1回それを開いたから終わりではなく、何度か重ねてほしい。それを確認しておく。

教育部長

過去の統合もそうだが基本的な了解をいただいた上でいろいろな要望が出る場合がある。細かい点は統合までに決める場合もある。基本的に学校の統合に了解いただければこのスケジュールでやるが、下にあるように令和5年までは調整が入っているので、令和3年度に全てが決まるわけではない。一定の方向がいただければうちの予算取りも、令和5年の交流事業、これは令和4年度に出さないといけないのでその準備に入る。併せていろいろな要望や跡地利用についてもやっていく。

またこの流れでいけば令和5年度末には雲雀丘小学校の閉校行事もある。過去の例でいくと地域の方が記念碑をつくったりいろいろな作業をされるので、それらを令和3、4、5年をかけて取り組んでいく流れになろうかと思っている。

岡本議員

理解した。これから地元の人と話したときにいろいろな要望が出てくると思う。それに対して「はいわかりました」ではなく、議事録でお示しし、地域の希望については本当は地域のほうから覚書をということになるのだろうが、お互いに歩み寄る中で覚書を交わし、地域に納得してもらおう形のアクションを起こしていただきたい。

川上議員

この学校統合については、中期財政計画においては令和5年からやると書いてある。約33億5,500万円とあるのできつとおおよ

教育部長

その設計ができているのではと思うが、その辺はいかがか。

ご指摘の33億はあくまでも概算である。サマーレビューを出すときには学校の順番は決まっていなかった。答申では美川小学校の建てかえと石見小学校の建てかえ両方出ていたので、その時点で想定した大きいほうの石見小学校の規模を、これまでの平均単価で掛けたものであるため、具体的に規模を決めて出したものではない。仮に石見小学校が先になった場合でも対応できるというイメージでさせてもらっている。

川上議員

なぜこのようなことを言うかということ、以前もあった杵束地区コミュニティ施設整備事業というのが、年度ごとにもう金額が入っており、それが来ている。ということは今後学校建設事業についても令和5年度に4,800万円で設計し、令和6年に4億5,500万円かけて何かをする。令和7年以降に28億5千万円を使うのだと読み取れる。基本設計ができてないということとはできないはず。なので、基本設計があるかと確認した。

これが単なる枠だというなら、あてずっぽうにつくったということではよいか。

教育部長

あてずっぽうという表現はどうかと思うが、過去の実績に基づいた単価を使っている。ただ、今回教育委員会はこの順番の方針を出したので、令和3年度あるいは4年度のサマーレビューなりで中期財政計画に反映されるものと。財政がどこまで認めるかは協議になるが、この順番に合わせた変更は今後出てくるものと思う。

川上議員
総務部長

中期財政計画がこれから変わっていくという判断でよいか。

中期財政計画にはいろいろな投資事業がある。もちろん確定したものもあれば先ほど教育委員会が言われたように、これからの予定ということで過去の実績で上げているものがある。枠がここまであるからここまでは大丈夫というような捉え方はまた少し違うと思うが、事業費がわかった段階あるいは計画がしっかりした段階で、中期財政計画に取り込んでいくというのはほかの事業とも同じである。そういう形でやっていく。

川神議長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(7) 農業委員会の活動について

川神議長

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長

(以下、資料をもとに説明)

川神議長

ただいまの報告について質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(8) 損害賠償請求訴訟の経過について

川神議長

川神議長 (以下、資料をもとに説明)
ただいまの報告について質疑はあるか。
(「なし」という声あり)

(9) その他

川神議長 そのほかに執行部から報告はあるか。
(「なし」という声あり)
議員から執行部に確認したいことはあるか。
(「なし」という声あり)
では執行部はここで退席されて構わない。

《 執行部退席 》

2 陳情審査結果について

川神議長 総務文教委員会、福祉環境委員会、産業建設委員会、議会運営委員会で審査された結果を報告書として配付しているのでご確認をお願いします。

3 議会報告事項

川神議長 浜田市議会から議員や委員、理事を選出している四つの団体の審議状況について、順次報告をお願いします。

(1) 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合議会の開催状況等について

川神議長 佐々木副議長。
佐々木副議長 (以下、資料をもとに説明)

(2) 浜田地区広域行政組合議会の審議状況の報告について

川神議長 上野議員。
上野議員 (以下、資料をもとに説明)

(3) 浜田市都市計画審議会の審議状況について

川神議長 飛野議員。
飛野議員 (以下、資料をもとに説明)

(4) 令和2年度浜田市土地開発公社理事会審議状況の報告について

川神議長 澁谷議員。
澁谷議員 (以下、資料をもとに説明)

4 その他

(1) 各委員会の行政視察について

川神議長 この件について15日の議会運営委員会でも既にお話させてい

ただいたが、現在は3月末まで常任委員会・特別委員会の行政視察を控えるようお願いしている。しかし中国管内において新型コロナウイルスの感染状況は変異株は気になるものの非常に落ち着いており、中国管内に関して4月1日以降、常任委員会・特別委員会の視察を解禁しようと思っている。

ただし移動は公共交通機関を使わず、公用車などで移動していただくこと、さらには視察地において宿泊を伴う場合はマスク会食など感染防止対策を全力を挙げて行うこと。これらに注意しながらより有効な行政視察ができれば、早急に準備を始めていただきたい。

ただ、21日までの緊急事態宣言がどうなるか、まさに今やっているが、仮に中国管内においてさまざまな諸事情に変化があった場合はこの限りではないので、そのあたりは皆に十分ご理解いただきたい。

この件に関して質問はあるか。

(「なし」という声あり)

(2) 各市議会議長会事務報告について(島根県市議会議長会、中国市議会議長会、全国市議会議長会)

川神議長

報告書をごらんいただきたい。島根県市議会議長会については4月の春季総会において書面会議となった。10月の秋季総会は出雲市で開催され、中国市議会議長会へ提出する議案などの決定を行った。また12月には新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書を会長の出雲市議会議長とともに県知事に直接提出し、要望している。

なお本年4月には松江市と出雲市で議会選挙が行われるため、2月に令和3年度春季総会を行い、浜田市議会議長である私が会長に就任し、中国市議会議長会への提出議案などを決定した。

中国市議会議長会においては4月の春の定期総会と10月の秋の臨時総会ともに書面会議開催となっている。全国市議会議長会への提出議案などの決定を行い、浜田市議会議長の副会長就任とともに、次年度開催地が浜田市に決定した。

全国市議会議長会については多くが書面やウェブ会議で行われている。5月の定期総会も書面会議だったが、各部提出議案や会長提出議案などが決定された。

以上、市議会議長会関係の報告を終わる。ただ今の件について何かご質問があるか。

(「なし」という声あり)

(3) 議案における各自の表決結果の記載について

(4) 政務活動費に係る令和2年度収支報告書【提出期限：4月9日(金)】及び令和3年度申請書【提出期限：4月2日(金)】の提出について

(5) 令和3年3月定例会議予算決算委員会のケーブルテレビ放送予定について

川神議長
古森局長
川神議長

(3)から(5)の3件について事務局長から説明させる。
(以下、資料をもとに説明)
ただ今の事務連絡について確認しておきたいことがあるか。
(「なし」という声あり)

(6) 議会広報広聴委員会からのお知らせ

川神議長
三浦議員

議会広報広聴委員会委員長、お願いします。
口頭で失礼する。一つ報告である。はまだ議会だよりのオールカラー化について。今年度予算要求をさせていただき、次号の議会だよりにオールカラーになる。予算は1部あたり1.58円増加するが、部数的には予備分が240部減るということで、総数は減るが配付に支障はないことをお伝えしておきたい。
それから地域協議会との意見交換会についてだが、こちらは全員で引き続き五つの協議会と対応していきたいということで、その方法について詳細をこれから詰めていきたい。また先般、牛尾議員からもご指摘があった議会報告会の開催についてだが、これもオンライン開催等を含め議会広報広聴委員会で引き続き検討している。
地域協議会との意見交換会を開催することについては、昨今のコロナ禍における感染対策の一環もあり、今までの井戸端会形式の開催が難しいとこのことで、それにかわる市民対話がどのようにできるかということから、地域協議会との意見交換会というやり方が生まれている、その経緯を皆に改めてご了解いただきたい。以上3点の報告とする。
三浦委員長から口頭説明があった。これに関して何か質疑はあるか。

川神議長

(「なし」という声あり)

(7) その他

川神議長

最後に議員から何かあるか。
(「なし」という声あり)
ほかにないようなので、これで全員協議会を終わる。

[16時 46分 閉議]

浜田市議会全員協議会規程第6条の規定により、ここに全員協議会記録を作成する。

浜田市議会議長 川 神 裕 司